



2024年5月23日

各位

会社名 株式会社 サインド
代表者名 代表取締役社長 奥 脇 隆 司
(コード番号：4256 東証グロース)
問合せ先 代表取締役副社長 高 橋 直 也
兼 管 理 部 長
(TEL. 03-6277-2658)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月26日開催予定の第13期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の現状の事業内容に即し、目的事項の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的につきまして、所要の追加を行うものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するとともに、任期調整に関する同条第2項を削除するものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会においても決議できるよう、変更案のとおり定款第43条（剰余金の配当及び自己株式の取得等の決定機関）を新設するものであります。併せて、同条と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第45条（中間配当）を削除するとともに、基準日等に関する規定を整備するものであります。

2. 変更内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	2024年6月26日（予定）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～7. (条文記載省略)</p> <p>《新設》 《新設》 《新設》 《新設》 《新設》 《新設》</p> <p><u>8. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第20条 (条文記載省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>②任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第30条 (条文記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～7. (現行どおり)</p> <p><u>8. 電気通信事業</u></p> <p><u>9. 電子決済等代行業</u></p> <p><u>10. クレジットカード業</u></p> <p><u>11. 資金移動業及び前払式支払手段の発行業務</u></p> <p><u>12. 電子決済システムの企画、開発、運用</u></p> <p><u>13. 電子商取引その他の取引における代金決済サービスの提供</u></p> <p><u>14. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>《削除》</p> <p>第7条～第10条 (現行定款第8条～第11条どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行定款第12条～第18条どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第19条 (現行定款第19条～第20条どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 《削除》</p> <p>第21条～第29条 (現行定款第22条～第30条どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役及び監査役会 第<u>31</u>条～第<u>40</u>条 (条文記載省略)</p> <p>第6章 会計監査人 第<u>41</u>条～第<u>42</u>条 (条文記載省略)</p> <p>第7章 計算 第<u>43</u>条 (条文記載省略)</p> <p>《新設》</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 《新設》 《新設》</p> <p><u>(中間配当)</u> 第45条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第<u>46</u>条 (条文記載省略)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 第<u>30</u>条～第<u>39</u>条 (現行定款第31条～第40条どおり)</p> <p>第6章 会計監査人 第<u>40</u>条～第<u>41</u>条 (現行定款第41条～第42条どおり)</p> <p>第7章 計算 第<u>42</u>条 (現行定款第43条どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当及び自己株式の取得等の決定機関)</u> 第43条 当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ②<u>当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</u> ③<u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>《削除》</p> <p>第<u>45</u>条 (現行定款第46条どおり)</p>